

浜田地区広域行政組合認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業 実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、浜田市及び江津市の認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行う認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）を対象として助成を行うことにより、低所得者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（助成対象事業者）

第2条 助成の対象は、負担軽減の対象となる利用者に係る家賃及び光熱水費の負担額（以下「利用者負担額」という。）の軽減を行う事業者とする。

（利用者負担軽減の対象者）

第3条 利用者負担軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、要介護又は要支援2の認定を受けている浜田地区広域行政組合の介護保険被保険者のうち、事業所の利用者であって、次のいずれかに該当する者として、浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）の認定を受けたものとする。

- (1) 次条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度。以下同じ。）において、本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している者若しくは本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者又は生活保護受給者
 - (2) 申請日の属する年度において、本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者
- （軽減対象者の認定）

第4条 前条の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に基づき審査を行い、当該認定申請者に認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 決定通知書の有効期間は、申請日の属する月の初日からその日の属する年の7月31日までとする。ただし、申請日の属する月が8月から12月までの間である場合は、申請日の属する年の翌年の7月31日までとする。

(職権による認定区分の変更等)

第5条 管理者は、前条第2項の規定により認定をした者（以下「認定者」という。）について、第3条各号に掲げる区分のうち該当するもの（以下「認定区分」という。）に変更があった場合又は第3条各号のいずれにも該当しなくなったときは、職権で認定区分の変更又は認定の取消しをすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により認定区分の変更又は認定の取消しを決定したときは、認定者に認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定変更（取消）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(対象者認定結果の開示)

第6条 管理者は、認定者の同意があるときは、事業所からの請求により、前2条の規定による認定の結果を開示することができる。

- 2 開示を請求しようとする事業所は、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者開示請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前項の請求があったときは、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者通知書（様式第5号）により開示するものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、軽減対象者につき、次の各号に掲げる軽減された期間（同一事業者が運営する他の事業所において軽減された期間を含む。）の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額を合算した額とする。

(1) 月の全部

ア 認定区分が第3条第1号である者 1月当たり 10,000 円

イ 認定区分が第3条第2号である者 1月当たり 5,000 円

(2) 月の一部

ア 認定区分が第3条第1号である者 1日当たり 330 円

イ 認定区分が第3条第2号である者 1日当たり 170 円 ただし、1月当たり 5,000 円を上限とする。

(助成金の請求等)

第8条 助成金の交付を受けようとする事業者は、利用者負担額の軽減を行

った月の翌月 10 日までに、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金交付請求書（様式第 6 号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは前項の請求があった日から 30 日以内に事業者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

- 第 9 条 管理者は、偽りその他の不正行為によって、助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（実地調査等）

- 第 10 条 管理者は、必要があると認めるときは、事業者に報告を求め、実地調査を行うことができる。

（その他）

- 第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 6 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日告示第 8 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 18 日告示第 20 号）

この告示は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。